

証券コード6425  
平成19年6月13日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目1番地25  
**ア ル ゼ 株 式 会 社**  
代表取締役兼最高経営 余 語 邦 彦  
責任者 (CEO)

## 第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号  
ホテル日航東京  
1階 「ペガサス」  
(末尾記載の会場案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第34期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第34期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 吸収分割契約承認の件(1)
- 第4号議案 吸収分割契約承認の件(2)
- 第5号議案 取締役6名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件
- 第7号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件
- 第8号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

---

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aruze.com>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第34期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,995,279,250円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 15,921,001,081円

##### (2) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 15,921,001,081円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 事業持株会社体制への移行及び事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります（現行定款第2条）。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第11条（単元未満株式の買増し）を新設するとともに、現行定款第11条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目的) 当社は、下記事業を営む会社の株式を保有することによって、その会社の事業活動を支配管理することを目的とする。	第2条 (目的) (現行どおり)
1. ～21. (条文省略)	1. ～21. (現行どおり)
(新 設)	<u>22. ライセンス管理業務</u>
(新 設)	<u>23. 共済事業</u>
(新 設)	<u>24. 動産の賃貸借（リース及びレンタルを含む）</u>
(新 設)	<u>25. 経営コンサルティング業務</u>
(新 設)	<u>26. 広告代理業務</u>
(新 設)	<u>27. 労働者派遣業務</u>
(新 設)	<u>28. 損害保険代理業務</u>
(新 設)	<u>29. 遊技場の経営</u>
(新 設)	<u>30. キャラクター商品の企画、製作、販売</u>
(新 設)	<u>31. 放送事業及び関連する番組制作、技術開発、イベント企画及び出版物制作並びに映像ソフトの企画、制作、販売</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>22. 上記各号に付帯する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項第1号から第21号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>③ 当社は、前各項に付帯する事業を行うことができる。</p> <p>第3条～第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条（条文省略）</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条～第41条（条文省略）</p>	<p>32. <u>建築工事、内装工事及びそれらに伴う材料、インテリア装飾品の輸入並びに販売</u></p> <p>33. <u>工業所有権、産業財産権等の知的財産権に関する調査業務、評価業務、人材育成業務、技術ノウハウの仲介及びコンサルティング業務</u></p> <p>34. <u>インターネット及び携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ並びにゲームの企画、開発、制作、販売、配信事業及び通信販売事業</u></p> <p>35. 上記各号に付帯する一切の事業</p> <p>② 当社は、前項第1号から第34号に掲げる事業を営むことを目的とする。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第3条～第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条（現行どおり）</p> <p><u>第11条（単元未満株式の買増し）</u></p> <p><u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第12条～第42条（現行どおり）</p>

### 第3号議案 吸収分割契約承認の件(1)

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社の主力事業であるパチスロ・パチンコ事業部門及び業務用ゲーム機器事業部門における開発事業を、吸収分割により当社の100%子会社であるアルゼ分割準備株式会社（分割に伴い、アルゼエンターテインメント株式会社に商号変更予定）に承継させ、独立した事業会社とすることで、責任と権限を明確にし、機動的な業務執行を行える体制といたします。

また、従来アルゼ株式会社は製造事業の他、吸収分割の効力発生日をもって、「基礎研究開発・特許管理」「投資管理」「グループ金融」「不動産管理」「システム管理」等の機能に集中した事業持株会社に移行します。

以上の体制を構築することにより、経営の健全性と透明性を高めコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

吸収分割の効力発生日は、平成19年10月1日を予定しております。

株主の皆さまにおかれましては、以上の趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は次のとおりです。

### 吸収分割契約書（写）

アルゼ株式会社（住所：東京都江東区有明三丁目1番地25、以下、「甲」という）とアルゼ分割準備株式会社（住所：東京都江東区有明三丁目1番地25、以下、「乙」という）とは、甲のパチスロ・パチンコ事業部門及び業務用ゲーム機器事業部門が行う事業のうち、開発事業（以下、「本件事業」という）に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を乙が承継する吸収分割（以下、「本件分割」という）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という）を締結する。

#### 第1条（本件分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第4条に定める権利義務（以下、「本件権利義務」という）を乙に承継させるため、吸収分割を行う。

#### 第2条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式7,000株を交付する。

#### 第3条（乙の資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 3億5,000万円
- (2) 資本準備金 株主払込資本変動額（会社計算規則第63条第1項第1号ロに定めるものをいう）から(1)に掲げる額を控除して得た額
- (3) 利益準備金 0円

#### 第4条（本件権利義務）

1. 乙は、本件分割に際して、甲から、別紙承継権利義務明細表に記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。但し、その最終的な個別具体的内容については、第6条に定める効力発生時までに当事者間で協議の上確定するものとする。
2. 甲から乙に対する債務及び義務の承継は、重疊的債務引受の方法による。但し、甲乙間においては、乙がかかる債務及び義務の全部を負担するものとし、甲がかかる債務又は義務の全部又は一部を履行したときは、

乙は、甲の請求に基づき、その履行にかかる出捐額及び履行のために要した費用を甲に対し支払う。

#### 第5条（分割承認総会）

甲及び乙は、平成19年6月28日に、それぞれの株主総会（以下、「分割承認総会」という）を開催し、本契約書の承認及び分割に必要な事項（乙については、定款の一部変更を含む）に関する決議を求める。但し、本件分割手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲乙協議の上分割承認総会の日程を変更することができる。

#### 第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成19年10月1日とする。但し、本件分割手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第7条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、平成19年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載又は記録された株主（実質株主を含む）又は登録株式質権者に対し、平成19年6月28日開催予定の定時株主総会における承認を得て、総額40億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、効力発生日までに、剰余金の配当を行わない。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

#### 第9条（競業避止義務の免除）

甲は、本件分割の効力発生日においても、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わない。

#### 第10条（本契約の条件変更及び中止）

本契約締結後、効力発生日に至るまでに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、又は経営環境に著しい変更が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、本件分割の条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。



第11条（本件分割契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、甲又は乙いずれかの株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、国内外の法令に定める関係官庁等の承認を得られなかった場合

第12条（乙の増資）

乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、甲乙協議の上、甲に対して募集株式を割り当てる方法により増資を行うことができる。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議の上決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年5月31日

甲 東京都江東区有明三丁目1番地25  
有明フロンティアビルA棟  
アルゼ株式会社  
代表取締役 余 語 邦 彦

乙 東京都江東区有明三丁目1番地25  
有明フロンティアビルA棟  
アルゼ分割準備株式会社  
代表取締役 富士本 淳

## 別紙 承継権利義務明細表

### (1) 承継させる資産

本件分割に際して、乙が甲から承継する資産は、平成19年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した次に記載するものとする（但し、本件事業に属するものに限る）。

- ① 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、開発にかかる貯蔵品（証紙）
- ② 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、開発にかかる前払費用
- ③ 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、開発にかかる以下の有形・無形固定資産
  - ・ 工具器具備品
  - ・ 建設仮勘定（製品開発用の金型）
  - ・ ソフトウェア（販売・レンタル用ソフトウェアを含む）
  - ・ 長期前払費用（開発調査契約金）
- ④ 分割承継会社へ転籍する社員の社宅にかかる敷金
- ⑤ 本件事業にかかる現預金

### (2) 承継させる債務

本件分割に際して、乙が甲から承継する債務は、平成19年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した次に記載するものとする（但し、本件事業に属するものに限る）。

- ① 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、開発のためにかかる未払金（開発システムの未払金、その他管理費用等）
- ② 分割承継会社へ転籍する社員にかかる以下の債務
  - ・ 未払費用（転籍する社員にかかる人件費、社会保険料、販売奨励金等）
  - ・ 従業員預り金（源泉所得税、住民税、社会保険料、社宅の社員負担分）
  - ・ 賞与引当金

(3) 承継させるその他の権利義務

本件分割に際して、乙が甲から承継する権利義務は、次に記載する各契約の契約上の地位及びそれらに基づく一切の権利とする。

本件事業に関し第三者と締結した取引基本契約、開発委託契約、使用許諾契約、保守契約、その他の本件事業に属する一切の契約（但し、後記(4)の記載に従い乙に承継されない雇用契約に関するものを除く）。

なお、本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権（以下、「本知的財産権」という）は乙に承継させず、甲は乙に対して甲及び乙が合意する条件により、本知的財産権を使用又は実施する権利を付与するものとする。

(4) 本件分割に際して、乙は、本件事業に従事する甲の従業員（臨時従業員及びパートタイマーを含むが、効力発生日において甲の従業員でない者を除く）と甲との間の雇用契約を甲から承継せず、原則として効力発生日をもって乙に転籍させる。但し、本件営業に主として従事する甲の従業員が、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」に定めるところにより、甲との間の雇用契約が承継されないことにつき異議を申し出たときは、乙は、当該雇用契約を承継するものとする。

以 上

3. 本件吸収分割に際して交付する金銭等についての定め相当性に関する事項の内容

アルゼ株式会社（以下、「甲」という）は、平成19年10月1日より、事業持株会社となることにより、新しいグループ経営体制に移行することといたしました。この事業持株会社体制への移行により、戦略的な意思決定や最適な資源配分をより効果的に実行し、当社及び当社グループの業績回復を実現してまいります。

つきましては、事業持株会社化に当たり、甲の営むパチスロ・パチンコ事業部門及び業務用ゲーム機器事業部門のうち、開発事業を完全子会社であるアルゼ分割準備株式会社（以下、「乙」という）に承継させる吸収分割の方法により行うこととし、これにより発行される乙の普通株式7,000株はすべて分割会社である甲に割り当てます。

また、会社分割の効力発生後の乙の資本金及び準備金につきましては、乙の資本政策等に鑑み、吸収分割契約書第3条記載のとおりとすることといたしました。

4. アルゼ分割準備株式会社の貸借対照表の内容

アルゼ分割準備株式会社の平成19年3月31日現在の貸借対照表は以下のとおりであります。

### 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	99	流 動 負 債	-
現金及び預金	99	固 定 負 債	-
固 定 資 産	-	引 当 金	-
		負 債 合 計	-
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	99
		資 本 金	100
		利 益 剰 余 金	△1
		評価・換算差額等	-
		新 株 予 約 権	-
		純 資 産 合 計	99
資 産 合 計	99	負 債 ・ 純 資 産 合 計	99

## 第4号議案 吸収分割契約承認の件(2)

### 1. 吸収分割を行う理由

当社の主力事業であるパチスロ・パチンコ事業部門及び業務用ゲーム機器事業部門のうち、販売・レンタル事業を吸収分割により、当社の100%子会社である株式会社システムスタッフ（分割に伴い、アルゼマーケティングジャパン株式会社に商号変更予定）に承継させ、独立した事業会社とすることで、責任と権限を明確にし、機動的な業務執行を行える体制といたします。

また、従来アルゼ株式会社は製造事業の他、吸収分割の効力発生日をもって、「基礎研究開発・特許管理」「投資管理」「グループ金融」「不動産管理」「システム管理」等の機能に集中した事業持株会社に移行します。

以上の体制を構築することにより、経営の健全性と透明性を高めコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

吸収分割の効力発生日は、平成19年10月1日を予定しております。

株主の皆さまにおかれましては、以上の趣旨にご賛同いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は次のとおりです。

### 吸収分割契約書（写）

アルゼ株式会社（住所：東京都江東区有明三丁目1番地25、以下、「甲」という）と株式会社システムスタッフ（住所：東京都江東区有明三丁目1番地25、以下、「乙」という）とは、甲のパチスロ・パチンコ事業部門及び業務用ゲーム機器事業部門が行う事業のうち、販売・レンタル事業（以下、「本件事業」という）に属する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を乙が承継する吸収分割（以下、「本件分割」という）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という）を締結する。

#### 第1条（本件分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、第4条に定める権利義務（以下、「本件権利義務」という）を乙に承継させるため、吸収分割を行う。

#### 第2条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は本件分割に際して、甲に対し、乙の普通株式40,000株を交付する。

#### 第3条（乙の資本金及び準備金）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 20億円

(2) 資本準備金 株主払込資本変動額（会社計算規則第63条第1項第1号ロに定めるものをいう）から(1)に掲げる額を控除して得た額

(3) 利益準備金 0円

#### 第4条（本件権利義務）

1. 乙は、本件分割に際して、甲から、別紙承継権利義務明細表に記載のとおり資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。但し、その最終的な個別具体的内容については、第6条に定める効力発生時までに当事者間で協議の上確定するものとする。
2. 甲から乙に対する債務及び義務の承継は、重疊的債務引受の方法による。但し、甲乙間においては、乙がかかる債務及び義務の全部を負担するものとし、甲がかかる債務又は義務の全部又は一部を履行したときは、

乙は、甲の請求に基づき、その履行にかかる出捐額及び履行のために要した費用を甲に対し支払う。

#### 第5条（分割承認総会）

甲及び乙は、平成19年6月28日に、それぞれの株主総会（以下、「分割承認総会」という）を開催し、本契約書の承認及び分割に必要な事項（乙については、定款の一部変更を含む）に関する決議を求める。但し、本件分割手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲乙協議の上分割承認総会の日程を変更することができる。

#### 第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、平成19年10月1日とする。但し、本件分割手続上の必要性その他の事由により必要があると認められるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第7条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、平成19年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む）に記載又は記録された株主（実質株主を含む）又は登録株式質権者に対し、平成19年6月28日開催予定の定時株主総会における承認を得て、総額40億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、効力発生日までに、剰余金の配当を行わない。

#### 第8条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。

#### 第9条（競業避止義務の免除）

甲は、本件分割の効力発生日においても、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わない。

#### 第10条（本契約の条件変更及び中止）

本契約締結後、効力発生日に至るまでに、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、又は経営環境に著しい変更が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、本件分割の条件を変更し、又は本件分割を中止することができる。



第11条（本件分割契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、甲又は乙いずれかの株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、国内外の法令に定める関係官庁等の承認を得られなかった場合

第12条（乙の増資）

乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、甲乙協議の上、甲に対して募集株式を割り当てる方法により増資を行うことができる。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議の上決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年5月31日

甲 東京都江東区有明三丁目1番地25  
有明フロンティアビルA棟  
アルゼ株式会社  
代表取締役 余 語 邦 彦

乙 東京都江東区有明三丁目1番地25  
有明フロンティアビルA棟  
株式会社システムスタッフ  
代表取締役 別 所 直 鋼

別紙 承継権利義務明細表

(1) 承継させる資産

本件分割に際して、乙が甲から承継する資産は、平成19年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した次に記載するものとする（但し、本件事業に属するものに限る）。

- ① 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、製品・ソフトウェアの販売及びレンタルにより発生する受取手形、売掛金、未収入金、その他営業債権
- ② 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業のために、賃借している各営業所の家賃等にかかる前払費用
- ③ 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、営業本部及び各営業所にて使用する貯蔵品（切手、販促品等）、及び製品在庫（長期滞留となっており販売可能性のない在庫は除く）、その他の棚卸資産
- ④ 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、営業本部及び各営業所にて使用する以下の有形・無形固定資産
  - ・機械装置（営業所立体駐車場の機械装置）
  - ・車両運搬具
  - ・工具器具備品（オフィス家具及び機器）
  - ・レンタル資産（遊技機）
  - ・ソフトウェア
- ⑤ 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、営業本部及び各営業所にて使用する固定資産の減損等にかかる繰延税金資産
- ⑥ 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業のために、賃借している各営業所及び駐車場等の敷金、及び分割承継会社へ転籍する社員の社宅にかかる敷金
- ⑦ 本件事業にかかる現預金

## (2) 承継させる債務

本件分割に際して、乙が甲から承継する債務は、平成19年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した次に記載するものとする（但し、本件事業に属するものに限る）。

- ① 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、製品及びソフトウェアの仕入により発生する買掛金
- ② 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において、営業本部及び各営業所にて発生する諸費用の未払金（レンタル製品のリース料、外注費、その他販売費・管理費用等）
- ③ 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業により発生する前受金、前受収益、仮受金
- ④ 分割承継会社へ転籍する社員にかかる以下の債務
  - ・未払費用（転籍する社員にかかる人件費、社会保険料、販売奨励金等）
  - ・従業員預り金（源泉所得税、住民税、社会保険料、社宅の社員負担分）
  - ・賞与引当金
- ⑤ 国内パチンコ・パチスロ製品、及び業務用ゲーム機器の販売・レンタル事業において発生する取引保証金（販売先及び販売代行店から預かる営業保証金）
- ⑥ 支払手形、買掛金、その他本件営業にかかる仕入債務
- ⑦ 前受金、預り保証金、その他本件営業にかかる得意先に対する債務
- ⑧ 借入金、社債等で本件事業にかかる金融債務

## (3) 承継させるその他の権利義務

本件分割に際して、乙が甲から承継する権利義務は、次に記載する各契約の契約上の地位及びそれらに基づく一切の権利義務とする。

本件事業に関し第三者と締結した取引基本契約、開発委託契約、使用許諾契約、保守契約、その他の本件事業に属する一切の契約（但し、後記(4)の記載に従い乙に承継されない雇用契約に関するものを除く）。

なお、本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権（以下、「本知的財産権」という）は乙に承継させず、甲は乙に対して甲及び乙が合意する条件により、本知的財産権を使用又は実施する権利を付与するものとする。

(4) 本件分割に際して、乙は、本件事業に従事する甲の従業員（臨時従業員及びパートタイマーを含むが、効力発生日において甲の従業員でない者を除く）と甲との間の雇用契約を甲から承継せず、原則として効力発生日をもって乙に転籍させる。但し、本件営業に主として従事する甲の従業員が、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」に定めるところにより、甲との間の雇用契約が承継されないことにつき異議を申し出たときは、乙は、当該雇用契約を承継するものとする。

以 上

### 3. 本件吸収分割に際して交付する金銭等についての定め相当性に関する事項の内容

アルゼ株式会社（以下、「甲」という）は、平成19年10月1日より、事業持株会社となることにより、新しいグループ経営体制に移行することといたしました。この事業持株会社体制への移行により、戦略的な意思決定や最適な資源配分をより効果的に実行し、当社及び当社グループの業績回復を実現してまいります。

つきましては、事業持株会社化に当たり、甲の営むパチスロ・パチンコ事業部門及び業務用ゲーム機器事業部門のうち、販売・レンタル事業を完全子会社である株式会社システムスタッフ（以下、「乙」という）に承継させる吸収分割の方法により行うこととし、これにより発行される乙の普通株式40,000株はすべて分割会社である甲に割り当てます。

また、会社分割の効力発生後の乙の資本金及び準備金につきましては、乙の資本政策等に鑑み、吸収分割契約書第3条記載のとおりとすることといたしました。

4. 株式会社システムスタッフの貸借対照表の内容

株式会社システムスタッフの平成19年3月31日現在の貸借対照表は以下のとおりであります。

### 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	106	流 動 負 債	717
現金及び預金	78	固 定 負 債	8,059
売掛金及び未収入金	18	引 当 金	-
その他流動資産	16	負 債 合 計	8,776
貸倒引当金	△6	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	8,815	株 主 資 本	145
有 形 固 定 資 産	8,815	資 本 金	15
		利 益 剰 余 金	130
		評価・換算差額等	-
		新 株 予 約 権	-
		純 資 産 合 計	145
資 産 合 計	8,921	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,921

## 第5号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
1	余 語 邦 彦 (昭和31年11月11日生)	昭和58年4月 科学技術庁 原子力局政策課 入庁 平成2年12月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー・インク・ジャパン 入社 平成12年5月 株式会社光通信 入社 平成12年11月 同社 取締役副社長 平成15年8月 株式会社産業再生機構 執行役 員 平成16年5月 株式会社カネボウ化粧品 取締 役兼代表執行役会長・最高経営 責任者（CEO） 平成18年6月 当社 代表取締役兼最高経営責 任者（CEO）（現任） [他の法人等の代表状況] Aruze Gaming America, Inc. 代表者（現任）	395,400株
2	富 士 本 淳 (昭和33年3月29日生)	昭和60年10月 株式会社セタ設立 代表取締役 社長 平成13年6月 当社 常務取締役 平成16年6月 当社 取締役副社長兼開発本部 長 平成18年6月 当社 代表取締役社長兼開発本 部長（現任） [他の法人等の代表状況] 日本アミューズメント放送株式会社 代表取締 役（現任） 北京アルゼ開発有限公司 代表取締役社長（現 任） アルゼ分割準備株式会社 代表取締役（現任）	410,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
3	岡 田 和 生 (昭和17年10月3日生)	昭和44年12月 ユニバーサルリース株式会社設 立 代表取締役社長 昭和48年6月 ユニバーサル技研株式会社（現 アルゼ株式会社）設立 代表取 締役社長 平成16年9月 当社 取締役会長 平成18年1月 当社 代表取締役会長兼社長 平成18年6月 当社 取締役会長（現任） [他の法人等の代表状況] ARUZE USA, Inc. 代表者（現任）	32,564,600株
4	堀 義 人 (昭和21年3月17日生)	昭和45年4月 松下電器産業株式会社 入社 平成2年12月 当社 入社 平成3年1月 当社 管理本部総務部 部長 平成8年1月 当社 経営企画室 次長 平成15年4月 当社 内部監査室 室長 平成15年6月 当社 取締役コンプライアンス 担当（現任）	28,000株



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び 他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
5	澤 田 宏 之 (昭和28年10月19日生)	昭和58年9月 株式会社ポストンコンサルティンググループ 入社 平成5年4月 株式会社グロービス 社外取締役 (現任) 平成7年10月 ジェミニ・コンサルティング株式会社 代表取締役 平成15年4月 株式会社ジェネックスパートナーズ 社外取締役 (現任) 平成16年6月 当社 社外取締役 (現任) 平成17年6月 株式会社サイバード (現株式会社サイバードホールディングス) 社外取締役 (現任) 平成17年10月 株式会社リヴァンプ 社外取締役 (現任) 平成18年6月 株式会社サイバード・インベストメント・パートナーズ 社外取締役 (現任) [他の法人等の代表状況] ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社 代表取締役 (現任)	82,000株
6	徳 田 一 (昭和33年8月3日生)	昭和56年4月 株式会社住友銀行 入行 平成13年4月 株式会社ユナイテッド・メディア設立 常務取締役 平成16年6月 株式会社新銀行東京 営業担当執行役 平成18年6月 同行 人事・総務担当執行役 平成19年1月 当社 執行役員経営企画室長 (現任)	—

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 取締役候補者余語邦彦氏は、Aruze Gaming America, Inc. の代表者を兼務しておりますが、当社は同社の株式を100%保有しているため、余語氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - (2) 取締役候補者富士本淳氏は、日本アミューズメント放送株式会社、北京アルゼ開発有限公司及びアルゼ分割準備株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社は上記3社の株式を100%保有しているため、富士本氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - (3) 取締役候補者岡田和生氏は、ARUZE USA, Inc. の代表者を兼務しておりますが、当社は同社の株式を100%保有しているため、岡田氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - (4) 取締役候補者澤田宏之氏は、ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当社とブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社との間で取引等は行われていないため、澤田氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者澤田宏之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について  
澤田宏之氏につきましては、経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
澤田宏之氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。

第6号議案 会計監査人選任の件

現会計監査人新日本監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	監査法人 五大														
事 務 所	主たる事務所 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目36番7号 蛸殻町千葉ビル2階														
沿 革	平成18年12月 監査法人五大設立														
概 要 (平成19年4月30日現在)	<table> <tr> <td>人員 社員（公認会計士）</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>職員（公認会計士）</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>（会計士補）</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14名</td> </tr> <tr> <td>関与会社数</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td>16百万円</td> </tr> </table>	人員 社員（公認会計士）	6名	職員（公認会計士）	6名	（会計士補）	1名	その他の職員	1名	合 計	14名	関与会社数	6社	出資金	16百万円
人員 社員（公認会計士）	6名														
職員（公認会計士）	6名														
（会計士補）	1名														
その他の職員	1名														
合 計	14名														
関与会社数	6社														
出資金	16百万円														

## 第7号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成10年3月26日開催の臨時株主総会において、年額10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額2,500万円以内（うち社外取締役については年額500万円以内）の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。第5号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されますと6名（うち社外取締役1名）となります。

### 1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

### 2. 社外取締役に对新株予約権を発行する理由

社外取締役として優秀な人材を招聘し、当社への経営参加意識を高めることを目的とするものであります。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式10,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

100個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、100株とする。（ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う）

(3) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の前日から遡って6ヶ月間（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot \text{併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から4年を経過する日までの範囲内で取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラックショールズモデルを用いて算定する。

(8) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

## 第8号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の執行役員、従業員及び顧問に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の執行役員、従業員及び顧問に対し、金銭の払込を要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

- (1) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

後記(3)に定める内容の新株予約権1,400個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式140,000株を上限とし、後記(3)①により付与株式数(以下に定義する)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じて得た数を上限とする。

- (2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

- (3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

## ②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じて得た金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から遡って6ヶ月間（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使、平成14年6月27日開催の第29期定時株主総会及び平成16年6月29日開催の第31期定時株主総会並びに平成18年6月29日開催の第33期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われる場



合には、行使価額は当該株式分割または株式併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

③新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から4年を経過する日までの範囲内で取締役会にて定める期間とする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ii. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i.記載の資本金等増加限度額から上記i.に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥新株予約権の取得事由及び条件

- i. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は）、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- ii. 当社は、新株予約権者が下記⑦に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合にはその新株予約権を無償で取得することができる。

⑦新株予約権の行使の条件

- i. 対象者は、権利行使時においても当社関係会社の取締役または当社もしくは当社関係会社の執行役員、従業員もしくは顧問の地位にあたることを要する。ただし、取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ii. 本新株予約権が相続の対象となった場合の相続人の範囲、その行使の条件などについては後記iv.に掲げる新株予約権付与契約の定めによ

るものとする。

- iii. 新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。
- iv. その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところとする。

⑧組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記①に準じて決定する。
- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記iii. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- v. 新株予約権を行使することができる期間  
前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記③に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記④に準じて決定する。
  - vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする）による承認を要するものとする。
  - viii. 新株予約権の取得事由及び条件  
前記⑥に準じて決定する。
- ⑨新株予約権の行使により生じる1株に満たない端数の取り扱い  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

メモ欄

メモ欄

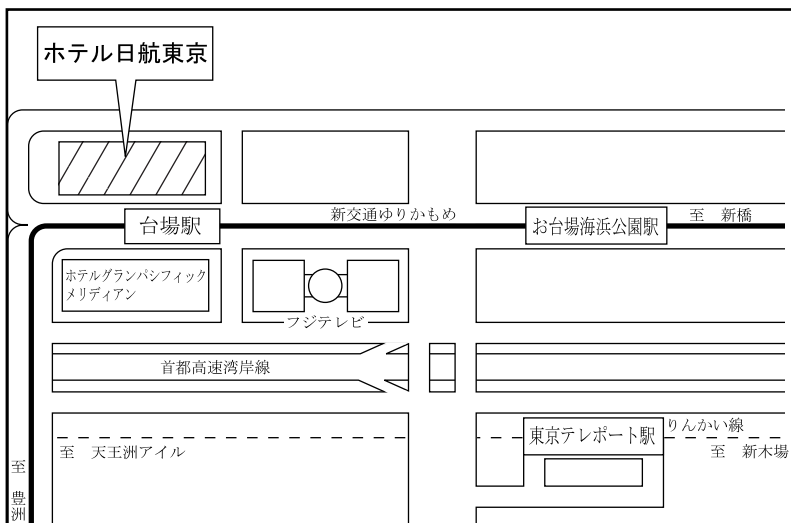
メモ欄

メモ欄

## 第34期定時株主総会会場のご案内

会 場 東京都港区台場一丁目9番1号  
ホテル日航東京 ペガサス（1階）  
電話（03）5500-5500

最 寄 駅 J R新橋駅から「新交通 ゆりかもめ」で約15分、台場駅下車  
（直結）  
J R京葉線・地下鉄有楽町線 新木場駅から「りんかい線」で  
約7分、東京テレポート駅下車 徒歩約10分



なお、駐車場設備が充分ではありませんのでなるべく公共の交通機関をご利用ください。